

## 誓いの真実・言葉の真実

主は「あなたがたの義が、律法学者やファリサイ派の人々の義にまさっていないければ、あなたがたは決して天の国に入ることはできない」と言われ、神の恵みによって救われ、生かされているキリスト者のこの世の生き方がどうあらねばならないかを権威をもって教えられた（5：20）。

神の国の民としてのキリスト者のこの世における義なる生活を示す第4の例として、主イエスは「誓い」における言葉の真実について教えられた（マタイ5：33～37）。この箇所において「一切誓ってはならない」という主の戒めは、第16世紀のアナ・バプテスト派や今日のクェーカー教徒が解するよう、すべての誓いを禁じているのではない。神ご自身アブラハムに対して誓われたし（創世記22：16、17）、主イエスも大祭司の前で誓われ（マタイ26：63、64）、そして、使徒パウロもしばしば神の御名を引き合いに出して誓い、自分の真実を確認している（ローマ1：9、第2コリント1：23、ガラテヤ1：20）。

ここで主によって糾弾されているのは、「神の名に代わるものが誓いに用いられる場合には、このような誓いをした人は神の名による誓いに伴う義務や罰から除外される」と教えたファリサイ派の人々の解釈の欺瞞性なのである（マレーイ）。つまり、自分のことばや約束の真実性を強調しようとして神の御名そのものではなく、神の御名に代わるものをもって（たとえば、天を指して、或いは地を指して、或いはエルサレムを指して）誓って、一方ではその誓いによる利益（効果）を確保しながら、しかし同時に、他方では、もし不都合なことが起った場合には、神の御名そのものを使用することによって生じる義務や罰から逃れようとする、人間の不真実であり、無責任であり、ずるがしこさであり、欺瞞である。

そのようなファリサイ的欺瞞に対して、主は、キリスト者は偽りの誓いをしてはならないばかりか、「しかり」というときには「しかり」であり、それ以上の含みがあってはならず、また「否」というときには本当に「否」であり、それ以外の意図があってはならない、キリスト者は、このように、ことばと行ないにおいて偽りがあってはならず、神の前にも、そして人の前にも常に真実でなければならない、と教えられたのである。

人間の言葉が真実を失い、「しかり」が「否」を、「否」が「しかり」を意味するようなところでは、信頼関係は失われ、すべての交わりは破れてしまう。誓うということは、神の前にきわめて厳粛な出来事である。誓いの言葉に関するこの主イエスの戒めは、キリスト者としての私たちに、ただ言葉においてのみならず、自らの生活と生き方の厳粛さを思い起こさせる。すなわち、私たちは神の前に生きているものであること、私たちの為すこと、語ることのすべてが、神の御目の下にあること、神は万事の上に臨在するのであるから、私たちの生活の一部始終が、神の前に真実に為されねばならないということを教えるのである。

私たちはダビデと共にかう祈りたい。「主よ、あなたの僕（しもべ）を引きとめて、故意の罪を犯させず、これに支配されることがないようにしてください。そうすれば、わたしは過ちのない者となって大いなるとがを免れることができるでしょう。わがあながい主なる主よ、どうかわたしの口の言葉と心の思いがあなたの前に喜ばれますように」（詩編19：13、14／口語訳）